

会 議 録

会 議 名	令和5年度第4回佐呂間町部活動地域移行検討協議会	
開 催 日 時	令和6年1月16日(火) 午後6時30分から午後7時5分	
開 催 場 所	佐呂間町町民センター 第1研修室	
出 席 者	委 員	安田吉雄 氏(会長)、尾崎 実 氏(副会長)、小林冬季 氏、 二神孝久 氏、佐々木寿彦 氏、山崎逸子 氏、阿部翔平 氏、 日笠竜一 氏、室井久志 氏、大宮義勝 氏、本間 満 氏
	事 務 局	西村管理課長、大谷社会教育課長
議 題	1. 佐呂間町における部活動地域移行のプロセスについて(修正版) 2. 町立学校における部活動の今後のあり方について(答申)(案)	
審 議 内 容	別紙のとおり	
備 考		

■ 開会 18:30

◎管理課長

皆さんこんばんは。

本日出席予定の方が、全員お揃いになりましたので、只今より第4回目の佐呂間町部活動地域移行検討協議会を開催いたします。まず初めに安田会長より挨拶をお願いいたします。

◎安田会長

皆様、本日はお忙しい中、第4回佐呂間町部活動地域移行検討協議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

本日の第4回の協議会では、1、部活動地域移行のプロセス（修正版）について、2、町立学校における部活動の今後の在り方について 答申（案）について審議いただき、次回第5回の協議会で委員の皆様にご承認いただき答申することとなります。お忙しい中、頂いた意見を纏めさせていただくこととなります。皆様のご意見とご協力をお願い申し上げます。

◎管理課長

それでは、協議事項に入りますが、ここからは、会長の進行で進めさせていただきます。安田会長よろしくをお願いいたします。

◎安田会長

それでは、協議事項に入らせていただきます。

まず1番目の「佐呂間町における部活動地域移行のプロセス（修正版）（資料1）社会教育課長より説明をお願いします。

◎社会教育課長

資料1について御説明いたします。A3カラー3枚ものとなります。

まず、この資料については、前回の会議でお示し皆様に議論いただいた内容について修正したものとなっております。

具体的には、「4 答申に向けて（ステップ1）」の課題、ポイント、解決に向けて、考えられる対応・調整先の赤字でお示している所となりますが、文言の追加、削除、整理しております。改めてご覧いただき御意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◎安田会長

それでは今の「佐呂間町における部活動地域移行のプロセス（修正版）」（資料1）の説明に対して、何かご意見・ご質問等ございませんか？

プロセス、プロセスの理由、イメージ図について何か御質問、御意見ございませんか？

よろしいですか？それでは、答申に向けてステップ1について、変更箇所が赤字で示されています。

「1. 持続可能な運営に必要な主体」の「指導者について」、「学校の関わり方について」何かございませんか？次に、「2. 地域社会との役割分担」の「学校に関わり方」「その他」について如何ですか？

次に、続いて「3. 指導者確保の諸課題」についてかなり追加となっておりますが如何ですか？続いて「4. その他」について如何ですか？

◎室井委員

企業に貸している廃校となった学校の体育館の利用できないのですか？

◎管理課長

使えるのでは？ただし、企業に貸しているので。

◎室井委員

それについては使用を考えないで活動場所は小・中学校の体育館のみですか？

◎管理課長

それを使用すると送迎のバスが必要となります。そこがクリアできればと考えます。

◎室井委員

あまり活用していないのであれば。

◎社会教育課長

前回の会議で本間委員から床が滑って使用できないと伺いました。

◎本間委員

床が滑るので使用できないと思います。暖房等の費用についても出てくると思います。

◎安田会長

今、中学校の体育館は夜間利用されていません。土日に空いている時間も増えています。そこを開放して使用することで回転率も上がるのでは？

◎室井委員

中学校で体育館を使用する部活動が減っているのですか？

◎安田会長

減っているのと働き方改革により部活動行う日数がかなり絞られています。空く時間も多くなっています。また、機械警備できるのであれば変わってくると思います。

◎本間委員

高校の体育館は一般開放可能ですか？

◎山崎委員

土日の事ですか？運動部が活動していますので、活動していない時であれば可能と思いますが申込をしてもらうこととなります。

◎本間委員

現状では使用できない状況であったと思います。

前はソフトバレーの大会を高校の体育館で実施したことがありますが、経緯は分かりませんが今は使用できなくなったと。

◎山崎委員

申込だけで使用できるか？局に申込しなくてはならないので。

◎本間委員

管理が違うのでどうでしょう？

◎山崎委員

使用するかなり前に計画を出さなければなりません。

◎室井委員

来週使用したいからという訳にはいかないとゆうことですね。

◎山崎委員

フレキシブルにはなっていませんね。

◎本間委員

高校を使用できるのであれば移動するにも近い。他にとなると距離があるので。もし、高校で部活動が無い時や日曜日に使用することが可能であれば、日曜日はバスが利用できず保護者送迎となりますが。

◎室井委員

中学校で活動場所が無いのなら高校にOB会で寄付したハウスも現状では使用できるのでは？解体せずに残っているのであれば土の上で練習することもできます。管理が難しいところがありますが。

◎本間委員

折角このような機会があるので話をできればと思いますし使えたらいいと思います。

◎尾崎委員

バスケット等、中学校生と高校生と一緒に練習していると聞いたことがありますか？

◎日笠委員

練習試合をお願いしたことがありました。

◎尾崎委員

そうゆう連携も必要だと思います。

◎本間委員

バドミントンは高校に行って練習しています。

◎安田会長

土曜日だけ高校に行って一緒に練習させていただいています。

◎尾崎委員

今もその様な活用をしているのだから工夫すればと思います。

◎本間委員

使用する際に高校の先生が居なければならない？

◎山崎委員

誰かが居なければならないと思います。

◎本間委員

それが無くなれば広く使用できると思います。

◎山崎委員

町の指導員が高校の指導員として二重に契約等が可能なのか？登録等をすれば可能かもしれませんが。高校の教員が休みの日、高校の部活動が無いときに管理のために行くことは、部活動にならないので勤務になりません。

◎本間委員

もし体育館だけ使用でき校舎には入らないことであれば可能かなと思いますが。

◎山崎委員

本校は体育館と校舎が切り離されていません。

◎室井委員

小学校のように体育館には玄関がない。

◎山崎委員

玄関はないですね。

◎本間委員

入れても体育館の奥からですね

◎山崎委員

日曜日に使用することは、クリアしなければならない問題が幾つか有ると思います。

◎安田会長

道立の学校で所管が違い別のハードルが有ります。

◎山崎委員

使用するならば2ヵ月位前に計画を提出し承認してもらおう。その日は誰が対応するのかはつきりさせることが必要です。2ヵ月位前からの予定が必要です。

◎尾崎委員

何とかすれば可能性はあるのかな？

◎室井委員

計画を立てて使用する手続きをして、都合が悪ければキャンセルということも。

◎山崎委員

学校の職員では無く、別な人が行く事が可能である状況が作れば。

◎室井委員

生徒玄関から入ることになる？

◎山崎委員

そうですね。

◎尾崎委員

それは今現在の問題ですね。

◎本間委員

何とかかなりそうな形であるのかなと思います。

◎室井委員

小中高の体育館を使用できれば交通の便を考えなくていい。バスの運行は余裕があるのですか？

◎管理課長

午後からは余裕がないです。午前中の登校便と、午後から下校1便の間は融通が利きませんが、午後からは厳しい状況です。

◎室井委員

バスの運転手が居なくて困っている。交通手段を真剣に考える必要がある。

◎安田会長

交通手段については、新制度の検討について記載しています。保護者によるライドシェアのようなシステムを町で導入してもらい、保護者が運転しても保証が可能になる制度を考えていかないとフレキシブルに動くのは難しい。

新制度の検討については、町の中で検討していただかないと教育委員会だけで判断できることではありません。町の制度として今度検討していかないとバスだけが頼りにすることはできない。学校で使用するにも時間の制限があり融通が利かないこともあります。その中で新制度の検討について挙げています。

◎尾崎委員

必要となって来る。検討についてお願いしていこう。

◎安田会長

新聞でも新制度について出ています。その中で良いものを佐呂間町でも検討していかないと、公的機関のバスだけに頼るとなると苦しいかな？生徒、部活動の人数も減ってきているので、今、教育委員会の予算を使用しタクシーを使って移動しています。それに頼りすぎると予算も多額となります。実際、サッカー部の保護者で部活に車を出したいけど、補償や何かがあった時のことを考えると難しいですよねという話もあります。その点も含めて答申させていただきます。

他に何かございませんか？では、ステップ1を踏まえてステップ2になりますが、ステップ2なのでステップ1の段階的に踏まえて挙げさせていただきます

◎室井委員

指導者に発生する金銭的な支払いは中学校が支払うのですか？

◎管理課長

町で支払います。

◎安田会長

教育委員会で部活動指導員の指導時間に対して補償してことになります。

◎本間委員

国からの補助金はいくら位ですか莫大なお金ですか？

◎管理課長

3分の2が交付されますが。いつまで続くか分かりません。

◎室井委員

3分の2は部活動を地域移行して交通手段を確保するためのバスを1、2台購入するために？

◎管理課長

それは無いですね。

◎本間委員

地域移行に何億という予算を用意していると聞きますが？

◎管理課長

全国的です。

◎本間委員

実際のいくら位でしょうか？

◎管理課長

今回開催している地域移行協議会の経費もその予算を使用し開催しています。

◎室井委員

地域に丸投げのように感じます。

◎尾崎委員

実際はそうだと思います。スポーツ少年団に関わっていればそれなりの対応方法もあると思います。あまり新制度にも期待できません。移動手段に関しては。

◎管理課長

今、部活動指導員の補助金も令和5年度申請しようと思いましたが、北海道のアクションプランがあり、他の地域では大会前に平日一日と土日のどちらか一日休むことになっていますが、北海道では大会前に限り休まなくていいという特例があります。佐呂間町も北海道と同じアクションプランになっていました。国はその内容では駄目でその特例がある限り補助金の申請ができないとなっていますので、道内のほとんどの団体では指導員の補助金活用ができていません。町としては、このことから昨年の4月に改正し削除しましたが、その時には補助金の締め切りが前年の3月までということで申請ができませんでした。

しかし、予算が余っているのであれば追加申請しようと思いましたが不可で、北海道に確認したところ補助期間の年限が3年間ということもあり、中途半端に今年度申請すると3年の期間が短くなることから、新年度から3年間分満度に申請した方が、補助金が多くいただけることからその様に申請しようと考えています。

◎室井委員

担当は教育局ですか？

◎管理課長

教育局というか北海道です。国から北海道が委託されて町にくる形になります。

◎室井委員

北海道の中では部活動地域移行は教育局管轄？

◎管理課長

全国的に取り組んでいる事なので、大きく言えば北海道ですが、窓口は教育局管轄です。

◎室井委員

今週の土曜日に会議があり、その内容が「部活動地域移行に係る北海道の取り組み」ということで、情報提供や講演会、支援アドバイザーの方の話がありタイムリーな議題だと思っていました。深い話は無く北海道の考え方を言って終わりの様な気がします。

◎安田会長

好事例だけ取り上げるのかな？

◎室井委員

翌日に好事例だけ発表があるのかな？悪い事例はそういう場合発表はないと思います。

◎安田会長

いい事例だけ集めて発信していくパターンかな？

◎室井委員

講演後に運営主体別事例紹介とあります。

◎安田会長

部活動地域移行関連の規約改正が佐呂間町は比較的早かった。オホーツク管内は全然追い付いていない。6年度も規約が改正していないと他の自治体は補助金の申請ができません。今、管内で佐呂間町だけではないでしょうか？

◎尾崎委員

スポーツについて進んでいないところもある。

◎室井委員

各スポーツ団体の横の連携がうまくいっていない所も。

◎尾崎委員

文化関連は頑張っているが。

◎安田会長

このプロセスについては宜しいですか？

◎尾崎委員

日笠委員は引率で行く事があるのですか？交通手段は自分で対応するのですか？

◎日笠委員

バスケットですか？スケートですか？顧問として？

基本的には生徒と、常設されている部活動は生徒と一緒にいきます。

保護者送迎では現地集合、開催ということもありますが、部活動に割り当てられている予算だけではバスを配置することができないので、ほとんどの部活はそのような対応をしています。

◎室井委員

昔は練習試合や中体連は町のバスで移動していたが。

◎安田会長

だんだん何処の町も対応できなくなってきました。運転手、バスの確保が難しい。

◎尾崎委員

一番のネックは運転手さんですかね。

◎室井委員

インターネットで調べたら都市部の地域移行と地方の地域移行では問題点が違うような気がします。地方は交通手段が問題となってきます。指導者の確保も小さい町ではネックとなっています。

◎安田会長

大きい街ではタクシー代を補助するだけで移動できたりします。此処ではそこに補助しても台数が限られています。全然違う方法をとって行かないと難しいかなと思います。

◎室井委員

都市部では指導者が余る程いるのでは？

◎管理課長

民間の指導者を活用することもあると思います。

◎室井委員

野球、サッカー、バスケットボール等、生業にしている人もいます。

◎安田会長

そうゆう所に委託事業することができそうですが、小さい街では難しいですね。

では、プロセスについては終わりたいと思います。続きまして「答申に向けて」資料2についてお願いします。

◎社会教育課長

資料2について御説明いたします。

こちらについては、答申書の案となりますが、1ページをご覧ください。

1ページには答申書に記載を予定している項目について「1 はじめに」から「4 終わりに」、そして参考資料について答申書のページに記載しております。

その中で、委員各位に議論いただいた内容については「3 部活動の今後のあり方について」でお示ししています。

項目建てといたしましては、先程の資料1の「諮問事項」毎に、更に課題毎に記載し、ポイントとなったことについて、文言の語尾としては「である。する」という言い切った形で記載し、それに対する解決として「そのために」〇〇を「構築する」「図る」等のこちらとも言った形で記載しております。

具体的な解決については、前回の会議でもありましておりこの協議会で具体的に示すのではなく、課題を示し、町や教育委員会、その他に投げかける記載内容になるものになります。

また、1ページの「はじめに」は、2ページに記載しておりますが、この中に、追加する内容として本日お配りしました「追加資料」にあります「1 はじめに」は、佐呂間町の概要、地域性、学校の設置状況、人口規模、生徒数、現在、少年団等の指導者の状況等を盛り込み、これらを含め佐呂間町としての持続可能な地域部活動にするために議論した経緯などを盛り込みたいと思います。

3ページの「2 基本的な考え方」には資料1の「1 プロセス、2 プロセスの理由、3 イメージ図」を文言として整理し記載したいと考えております。以上でございます。

◎安田会長

此方についても区切っていきたいと思います。1ページは目次になるので、2ページは盛り込む内容として地域の実情を盛り込んでいく形で「はじめに」を作ってまいりたいと思います。ここについては、第5回の会議にお示しして承認を得る形になると思います。

3ページの基本的な考え方はプロセス案について文書化するものを記載することになりますが、指導者、学校の関わり方について委員から頂いた意見をまとめていくものになります。

今日の会議では更に付け加えるものがあれば御意見をいただいて、次回まとめて提案することになると思います。「ア. 指導者について」は5点記載しています。付け加えたらいいものがありますか？会議の中で皆さんから出てきた意見を詰めて記載しています。

答申なので「お願い、望ましい形」を記載していくことになります。

あとは、委員会で検討してもらいできる、できないことを検討することになります。事前に資料を配布し読んできていただいているものと思います。よろしいですか？

それでは次回の日程について最後に事務局からお願いします。

◎管理課長

事務局から今後のスケジュールについてお知らせいたします。

今後は、本日、委員の皆様から出していただきました意見等を、答申へ反映させていただき、事務局で完成させまして、2月下旬を目処に第5回目の協議会を開催させていただき、答申について最終決定していきたいと考えております。

その後、会長、副会長から教育長へ答申をしていただくこととしたいと思います。また、第5回目の協議会で、一応の区切りとは、なりますが、委員の皆様におかれましては、今後、何かございましたらお集まりいただき、協議していただくこともあるかもしれませんので、その時は、またよろしくお願ひしたいと思います。事務局からは以上となります。

皆さんから何かございませんか？

それでは、以上で、第4回佐呂間町部活動地域移行検討協議会を終了いたします。大変お疲れさまでした。